

## ○にかほ市就業資格取得助成事業補助金交付要綱

平成26年2月18日

告示第9号

改正 平成28年10月31日告示第98号

(趣旨)

第1条 この告示は、厳しい雇用情勢に置かれている求職者の就業機会の拡大を図るため、就職に役立つ資格を取得した者に対し、就業資格取得助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「資格」とは、就業機会の拡大に資する資格又は免許で、市長が適当であると認めたものをいう。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪免許、大型自動二輪免許及び原動機付自転車免許を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、申請時において次に掲げる要件のすべてを満たす者又は市長が特に認めた者とする。

- (1) にかほ市内に住所を有する者
- (2) 研修開始時に就職を希望している者で、公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者
- (3) 平成26年4月1日以降に研修を終了した者
- (4) 研修に係る受講料等の支払いを行った者
- (5) 市税を完納している者
- (6) その他の市の補助金の交付を受けていない者

(対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、資格の取得に要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 研修等の受講料（教材費等含む）
- (2) 受験料
- (3) 資格の登録料

(交付額等)

第5条 補助金の交付額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額と5万円とを比較していずれか低い方の額とし、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、にかほ市就業資格助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、研修を修了した日の翌日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 研修の概要の概要を記した書類の写し
- (2) 受講等に要した経費を明らかにする書類
- (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税納税証明書(市税に未納がない証明書)
- (6) ハローワークカードの写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容等を審査及び調査の上速やかに補助金交付の可否の決定をするものとする。

2 交付の可否を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条に規定する補助金交付申請書は、補助金実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付が決定したときは、申請者の請求に基づき申請者が指定する口座に、補助金を振り込むものとする。

(調査への協力)

第10条 補助金の交付を受けた者は、その後の就業の状況等について、市が行う調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 この告示の規定に違反した者又は虚偽の申告その他不正な手段により補助金の

交付を受けた者は、当該補助金の全額を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月31日告示第98号)

この告示は、平成28年11月1日から施行する。